ACSES ニュースレター_２０９９号（2021 年 5 月 14 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（16 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２３５報）〈厚生労働省〉
[災害対策]
・「令和 3 年度山地災害防止キャンペーン」の実施について
　～身近に危険な箇所があるかどうか確認しておきましょう～〈農林水産省〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報　見出し
[3] 医薬品
◇大麻草を原料にした医薬品 国内での使用解禁へ 厚生労働省〈放送報道〉
[4] 食品安全衛生関係
◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 191 号）〈官報〉
[5] 廃棄物関係
◇低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について（三池製錬株式会社）〈環境省〉
◇洗い流しのスクラブ製品に含まれるマイクロプラスチックビーズの使用状況の確認結果について〈環境省〉
◇マイクロプラスチック削減に向けたグッド・プラクティス集の取りまとめについて〈環境省〉
[6] 温暖化対策関係
◇再生エネ比率を倍増へ、原発は据え置き　エネ基本計画〈新聞報道〉
[7] 環境安全関係
◇（仮称）青森県つがる沖南部洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
[8] 調査、公募、意見募集等
　[公募、意見募集等]　　３件
[9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　[開催案内]　10 件　　[開催記録、報告、資料等]　２件
[11] 海外の化学物質管理情報
○欧州：12 件　○米国：14 件　○カナダ：５件　○タイ：１件　○オーストラリア：１件
○中国：１件

小賀玉木（黄心樹・招霊木、オガタマノキ、オガタマ、トキワコブシ）

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇***その他の事故、事件***

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について

＜消費者庁　2021 年 5 月 13 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024167/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210513_1.pdf

生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：54 件

うち重大事故等として通知された事案：31 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について

＜消費者庁　2021 年 5 月 13 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024168/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210513_02.pdf

1.事故情報(食中毒情報を除く。)：１件、2.リコール・自主回収情報：８件、3.食中毒情報：14件

□***大災害、原発事故対策***

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２３５報）　(東京電力福島原子力発電所事故関連)

＜厚生労働省　2021 年 5 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=F-94Q6cXv7N-UluFY

１　自治体の検査結果

小樽市、岩手県、山形県、埼玉県、東京都、文京区、神奈川県、横浜市、新潟県、浜松市、京都府

※　基準値超過　なし

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

※　基準値超過　２件

No.43　福島県産　イノシシ　(Cs：220 Bq/kg)

No.50　福島県産　イノシシ　(Cs：120 Bq/kg)

３　国立医薬品食品衛生研究所における検査

※　基準値超過　２件

No. 4　栃木県産　コシアブラ　(Cs：200 Bq/kg)

No.29　岩手県産　コシアブラ　(Cs：120 Bq/kg)

[災害対策]

・「令和３年度山地災害防止キャンペーン」の実施について

～身近に危険な箇所があるかどうか確認しておきましょう～

＜農林水産省　2021 年 5 月 13 日＞　https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/tisan/210513.html

林野庁は、都道府県・市町村とともに本格的な梅雨の時期を前にして、山地災害による被害を未然に防止するため「山地災害防止キャンペーン」を実施します。本キャンペーン中、山地災害パトロールの実施や地域住民の方々に対して地域の山地災害危険地区等の説明会などを集中的に実施してまいります。

1 山地災害の危険性

我が国では、毎年 2,000 箇所以上で山地災害が発生し、多くの被害をもたらしています。我が国の地形や気象条件は、元々山地災害の起こりやすい特性を持っていると考えられていますが、近年では局所的な集中豪雨が頻発する傾向が強まり、これまでにない激甚な災害が発生しやすい状況にあります。降水が集中する梅雨や台風の季節を前にして、山地災害のおそれのある危険な箇所がどこにあるのかを知っておくことは、災害に備えるに当たって大変重要です。

2 令和３年度山地災害防止キャンペーンの概要について

(1)山地災害危険地区等の周知活動

都道府県や市町村では、「山地災害防止キャンペーン」期間中、山地災害危険地区等の山地災害の発生のおそれのある個所などを住民の皆様に知っていただくため、講習会、研修会、説明会及び見学会等を開催します。説明会などの詳細については、都道府県の治山担当までお問合せください。

(2)その他の取組内容

「山地災害防止キャンペーン」期間中、林野庁では都道府県及び市町村と連携し、以下の取組を実施します。

(ア)人家・要配慮者利用施設等の周辺における山地防災パトロール等の実施

(イ)保安林制度の周知及び保安林における巡視等、保安林の適切な管理の推進

(ウ)キャンペーンポスターの掲示、パンフレットの配布等による広報活動の推進

※各取組については、新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施します。

3 実施期間　　令和３年５月 20 日（木曜日）から令和３年６月 30 日（水曜日）まで

4 実施主体　　林野庁、都道府県、市町村

5 協賛　　一般社団法人 日本治山治水協会

6 参考　　林野庁ホームページ

「山地災害に備える」　　https://www.rinya.maff.go.jp/j/saigai/saigai/index.html

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年５月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=_weQq0__V1uWurRtY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年５月 13 日版）

＜厚生労働省　2021 年５月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18595.html

・Situation report

＜厚生労働省　2021 年５月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=B_9oU7cHr6NuQnKVY

・Open data

＜厚生労働省　2021 年５月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=4xuMt1PjS0eKpptxY

◇マスコミ報道　見出し

・10 万人あたりのコロナ感染者数 21 都道府県で「ステージ４」相当

＜ＮＨＫ　2021 年５月 13 日＞

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210513/k10013028681000.html?utm_int=all_side_ranking-access_005

・東海大 男子柔道部 学生 55 人が新型コロナ感染確認

＜ＮＨＫ　2021 年５月 14 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210514/k10013029851000.html

---

[対策・予防]

・政府 「まん延防止」追加を諮問 群馬 石川 岡山 広島 熊本

＜ＮＨＫ　2021 年５月 14 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210514/k10013029821000.html

・「まん延防止」 群馬など５県追加を諮問 １６日～来月１３日

＜ＮＨＫ　2021 年５月 14 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20210514/1000064354.html

---

◇省庁発表

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021 年を更新しました

＜厚生労働省　2021 年５月 13 日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00214.html

---

◇ワクチン、検査薬、治療薬

・ファイザー製２回接種で「９９・８％に抗体」…研究チーム「コロナと戦う力ついた」
＜読売新聞　2021 年 5 月 14 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/medical/20210513-OYT1T50245/
・ワクチン 2 回接種の 60 代医師 新型コロナに感染 埼玉 伊奈町
＜ＮＨＫ　2021 年 5 月 13 日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210513/k10013029461000.html?utm_int=all_side_ranking-social_004
・ワクチン接種後、新たに２０～９０代の男女２０人死亡…累計３９人に
＜読売新聞　2021 年 5 月 13 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210513-OYT1T50099/
厚生労働省は１２日、新型コロナウイルスのワクチン接種後、新たに２０～９０歳代の男女２０人が死亡したと公表した。接種との因果関係について厚労省の有識者検討会は、９人を「評価できない」、１１人を「評価中」とし、現時点で接種に対する重大な懸念はないと結論づけた。
　死亡例は７日までに報告されたものを集計した。同日までに約４３８万回の接種が行われており、死亡例の累計は３９人となった。
　一方、２日までに、国際基準に基づくアナフィラキシーと判断されたケースは計１０７件。約３８２万回の接種が行われており、接種１０万回あたりの発生頻度は約２・８件となった。
・管理ミスで破棄や誤接種も…ワクチントラブル相次ぐ
＜テレビ朝日　2021 年 5 月 13 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/48a166de0e570973dde13da8bbce8d70bf17f556

・米ワクチン接種者、屋内もマスク不要に
＜AFP＝時事　2021 年 5 月 14 日＞　https://www.afpbb.com/articles/-/3346636

◇大学等関係

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【北海道～東京】(5/11 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年 5 月 11 日＞
https://www.u-presscenter.jp/article/post-43243.html
・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【神奈川～九州・沖縄】(4/28 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年 4 月 28 日＞
https://www.u-presscenter.jp/article/post-43302.html

・消えたバイトや仕送り　食料支援、ないから学生どうしで

＜朝日新聞　2021 年 5 月 13 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP5D73Z6P5BULOB00F.html
　コロナ禍で困窮する大学生を対象に、神奈川県内外 6 大学の学生ボランティアらが協力し、食料を届けている。昨年、学生を対象に国から給付金が出たが、経済的に厳しい状況は続く。学生同士で支え合う現状に疑問を抱きながらも、できることを続けている。
　「こんなにもらっていいんですか」。「無事に就職できました」。米やレトルト食品を受け取った学生から寄せられる感謝の声。「かながわ学生ボランティア連合」の代表で、関東学院大 4 年の中野愛さん（21）は「学生だって誰かの未来の役に立てるんだ」とやりがいを感じている。

白米に塩をかけるだけの夕食も

　活動のきっかけは昨春の緊急事態宣言だった。学生たちがどのような状況にあるのか、横浜市社会福祉協議会が付き合いのある大学サークルにオンライン会議で尋ねた。「バイト先が閉店」「シフトを切られる」「学生のうちにやりたかったことができない」――。みな口々に言った。
　中野さんも同じだった。横浜市金沢区のアパートで一人暮らし。仕送りやバイト代で教科書代や食費をまかなっていたが、昨年 4 月から 2 カ月間、バイト先が見つからなかった。食費を切り詰めるしかなく、白米に塩をかけるだけの夕食もあった。共働きの両親もコロナ禍の影響を受けており、「仕送りを増やして」とは言えなかった。

「だったら自分たちで助け合おうよ」。誰かがそう言い始め、その場でボランティア連合が立ち上がった。食品ロスを子ども食堂などに届ける公益社団法人に協力を求め、提供を受けられるようになった。

募集はメールで受け付けた。「母国に帰れない」という留学生や、就活と卒論を控えて「バイトを探している暇がない」という大学4年生。中止になった留学費数十万円が返金されない友人の話も聞いた。活動を通して「色んな悩みがあるんだ」と知った。

若者＝出歩くイメージ？貧困に目を

この1年で10人弱に食料を届けたが、氷山の一角だと感じている。「もっと必要としている人はいるはずなのに。学生だと信頼を得られるまで時間がかかるのかもしれない」ともどかしさを感じる。

国は昨年、新型コロナでバイト収入が大幅に減るなど、学びの継続が難しい学生を対象に最大20万円を給付した。中野さんは10万円を受け取ったが、2カ月ほどの生活費に消えた。

ただ、若者といえば、コロナ禍でも外を出歩くというイメージが強調され、貧困にはなかなか目を向けてもらえていないと中野さんは感じている。「地道に支え合っていくしかない。いろんな若者の姿をもっと知って欲しい」

◇マスコミ報道　見出し

・1人ランチでも感染？変異ウイルスどうしたら…
＜ＮＨＫ　2021年5月12日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210512/k10013025561000.html?utm_int=all_side_ranking-access_001

・勤務医で作る労働組合 五輪・パラの中止求める要請書 国に提出
＜NHK　2021年5月13日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210513/k10013028741000.html?utm_int=all_side_ranking-social_001

・新型コロナ 30代感染者が語る 感染力の強さと症状悪化の不安

＜NHK　2021年5月13日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210513/k10013029001000.html
新型コロナウイルスに感染し、自宅で療養している30代の男性が取材に応じ、同僚から自分の両親にまで広がった感染力の強さや、症状が悪化したときの不安を語りました。
NHKのインタビューに匿名で応じたのは京都市の30代の男性です。
男性は今月上旬、感染が確認された職場の同僚の接触者としてPCR検査を受け、陽性が判明しました。
同僚とは屋内の喫煙室で1度、5分ほど会話をしただけで、窓も開いていて、換気もされていたということで、男性は「仕事と家の往復だけで、消毒を徹底し、不要不急な外出をしていなくても感染してしまい、驚きとともに恐怖を感じました」と、感染が分かったときの心境を振り返りました。
1週間余りたった今は、症状は改善しているものの、鼻づまりと筋肉痛の症状が残っているということです。
当初は37度くらいの微熱があり、目の奥に痛みを感じたということで「視覚に影響はないものの、目の奥を押されているような、ズキズキするというか、今まで味わったことがないような感覚がありました」と説明しました。

宿泊施設利用できず自宅療養に

男性は感染が判明したあと、宿泊施設での療養を希望しましたが、満室のため利用できませんでした。
4日後に空きが出たという連絡を受けたものの、すでに生活用品を整えていたため、自宅療養を続けることを決めたということです。
男性は両親と同居しているため、部屋を極力出ないようにし、トイレや風呂などを使ったときにはアルコール消毒を徹底しているといいます。

両親も感染「入院して治療受けられるのか」

京都市では12日、新型コロナウイルスに感染して自宅で療養していた、基礎疾患のない20代の男性が自宅で亡くなっていたことが分かりました。
療養を続けている30代の男性に13日、改めて話を聞いたところ、男性は「死亡した男性は若く、基礎疾患がないと聞き、自分も悪化するのかと恐怖を感じています」と話しました。
また12日になって、両親がともに感染していることが確認されたということで、男性は「両親は若くはないので、

いつ容体が変化するかが不安です。昨夜はせきが聞こえてきてつらそうでした。せきが聞こえなくなると心配になって、部屋越しに何度か、大丈夫か声かけして過ごしました」と話しました。
そして「入院して治療を受けられるスペースがあるのか、ほかの患者もいらっしゃる中、不安です」と話し、両親や自分の症状が悪化したときの保健所や病院の対応に不安を抱えていると話していました。
****
[3] *医薬品等*
◇大麻草を原料にした医薬品 国内での使用解禁へ 厚生労働省
＜NHK　2021 年 5 月 14 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210514/k10013029581000.html
法律で規制されている大麻草を原料にした医薬品について、厚生労働省が国内での使用を解禁する方針を固めたことが分かりました。
厚生労働省によりますと、大麻草を原料にした医薬品は、アメリカなど海外の複数の国で承認され、難治性のてんかんの治療やがんの痛みを抑える目的などで使用されています。
一方、国内では大麻取締法の規制の対象となるため、使用や海外からの持ち込みが原則、禁止されていて、てんかんの患者の治療をしている医師などから解禁を求める声が出ていました。
このため厚生労働省は、ことし 1 月に有識者会議を立ち上げて法律の見直しを視野に検討を進めてきましたが、国内での使用などを認める方針を固めたことが関係者への取材で分かりました。
海外からの輸入に加え、国の承認を得れば医薬品メーカーによる製造・販売も認めるということで、厚生労働省は 14 日に開かれる有識者会議で方針を示すことにしています。
このほか、若者を中心に大麻の乱用が相次いでいることを受け、すでに禁止されている所持や栽培などに加え、使用そのものを禁止する、いわゆる「使用罪」を創設して罰則を設けることも検討しています。
これに対し、有識者会議の一部の委員は「厳罰化は必ずしも乱用の防止につながらない」などと慎重な姿勢を示していて、改めて議論が行われる見通しです。
****
[4] *食品安全衛生関係*
◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 191 号）
［官報］　令和 3 年 5 月 13 日　号外　第 105 号　1～20 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210513/20210513g00105/20210513g001050001f.html
○厚生労働省告示第 191 号
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。ただし、米、大麦、とうもろこし、その他の穀類、大豆、えんどう、そら豆、らつかせい、その他の豆類、ばれいしよ、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きような、チングンサイ、その他のあぶらな科野菜、アーティチョーク、レタス、ねぎ、アスパラガス、にんじん、セロリ、トマト、なす、きゆうり、かぼちや、たけのこ、オクラ、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、みかん、みかん（外果皮を含む。）、りんご、日本なし、西洋なし、びわ、びわ（果梗を除吉、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、あんず、すもも、おうとう、ラズベリー、ブラックベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、バナナ、キウィー、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、なたね、くり、ベカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、カカオ豆、ホップ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の食用部分、乳、鶏の筋肉及びその他の家きんの筋肉に残留するクロルピリホスの量の限度、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、その他の豆類、キャベツ、その他のきく科野菜、たまねぎ、にんにく、みつば、トマト、なす、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実、その他のうり科野菜、オクラ、未成熟えんどう、未成熟いんげん、みかん、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、うめ、かき、キウィー、キウィー（果皮を含む。）及びその他の果実に残留するジエトフェンカルブの量の限度、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、未成熟えんどう、みかん、みかん（外果皮を

含む。)、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。)、もも、もも（果皮及び種子を含む。)、ぶどう、キウィー及びキウィー（果皮を含む。）に残留するデルタメトリン及びトラロメトリンの量の限度、米、大豆、小豆類、えんどう、ばれいしよ、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、しろうり、すいか、すいか（果皮を含む。)、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。)、日本なし、西洋なし、もも、もも（果皮及び種子を含む。）及びうめに残留するピメトロジンの量の限度並びに小麦、大麦、はくさい、チングンサイ、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、パースニップ、みつば、その他のせり科野菜、なす、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、すいか（果皮を含む。)、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。)、まくわうり、まくわうり（果皮を含む。)、その他のうり科野菜、はうれんそう、たけのこ、日本なし、西洋なし、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。)、もも、もも（果皮及び種子を含む。)、いちご、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、ぶどう、かき、キウィー、アボカド、パイナップル、グアバ、パッションフルーツ、なつめやし、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓。牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分及び乳に残留するミクロブタニルの量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して一年を経過した日から適用する。

令和３年５月 13 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

改正または削除された「食品に残留する農薬等の成分である物質」の名称のみ掲載した、＜ACSES 事務局＞

第１　食品

Ａ　食品一般の成分規格

１～５　（略）

６　５の規定にかかわらず、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、⑵の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、⑶から⑽までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

①　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

―改正された「食品に残留する農薬等の成分である物質」―
クロルピリホス
ジエトフェンカルブ
デルタメトリン及びトラロメトリン
ピメトロジン
ミクロブタニル

７　６に定めるもののほか、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、⑵の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、⑶から⑺までに規定する試験法によって試験した場合にその農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

⑴　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

―削除された「食品に残留する農薬等の成分である物質」―
クロルピリホス

９　次の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。

食品（6 の⑴の表の第２欄及び７の⑴の表の第２欄に掲げる食品を除く。）に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

―削除された「食品に残留する農薬等の成分である物質」―
クロルピリホス

****

[5] ***廃棄物関係***

◇低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について（三池製錬株式会社）

＜環境省　2021 年 5 月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/109524.html

---

◇洗い流しのスクラブ製品に含まれるマイクロプラスチックビーズの使用状況の確認結果について

＜環境省　2021 年 5 月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/109544.html

環境省では、洗い流しのスクラブ製品に含まれるマイクロプラスチックビーズの削減状況を確認するため、2020年にその使用状況を確認しました。その結果、洗い流し製品においてスクラブ剤としてマイクロプラスチックビーズを使用している製品は確認されませんでした。

概要

洗い流しのスクラブ製品に含まれるマイクロプラスチックビーズについては、プラスチック資源循環戦略（2019年５月）において、「2020年までに洗い流しのスクラブ製品に含まれるマイクロビーズの削減を徹底する」とされています。

このため、環境省では、2020年に、洗い流しのスクラブ製品の販売企業に対して、マイクロプラスチックビーズの使用状況の確認を実施しました。今回の確認では、データベースや公表情報から対象とする企業及び製品を絞り込んだ上で、51企業110製品に関して使用状況の確認を行いました。

その結果、洗い流し製品においてスクラブ剤（角質除去や清浄を行うもの）としてマイクロプラスチックビーズを使用しているものは確認されませんでした。

（参考）プラスチック資源循環戦略（令和元年５月31日策定）（抄）

⑵海洋プラスチック汚染対策

2020年までに洗い流しのスクラブ製品に含まれるマイクロビーズの削減を徹底するなど、マイクロプラスチックの海洋への流出を抑制します。

添付資料

洗い流しのスクラブ製品に含まれるマイクロプラスチックビーズの使用状況の確認結果について

https://www.env.go.jp/press/files/jp/116235.pdf

◇マイクロプラスチック削減に向けたグッド・プラクティス集の取りまとめについて

＜環境省　2021 年 5 月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/109499.html

環境省において、マイクロプラスチックの削減に向けて、日本企業が有する技術・ノウハウを国内外に広く発信・普及するため、グッド・プラクティス集を取りまとめました。

背景・概要

2019年６月に開催されたG20大阪サミットでは、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指すという「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が、日本の提案により共有されました。

このビジョンの実現に向けて、マイクロプラスチックについても取組を進めていく必要があります。

マイクロプラスチックの削減については、世界的にも技術が確立していないものも多くあります。そのような中、実効的に汚染を削減していくには、日本企業が有する技術・ノウハウを、マイクロプラスチックの発生抑制・流出抑制・回収の観点から見直すこと、そして、現時点で利用可能な最良の技術・ノウハウを、国内、さらには国外に普及していくことが重要です。

こうしたことを踏まえ、今般、環境省において、マイクロプラスチックの発生抑制、流出抑制又は回収に資す

る日本企業等の取組や技術を、グッド・プラクティス集として取りまとめましたのでお知らせいたします。
グッド・プラクティス一覧
1. 繊維くず流出抑制効果を高めた洗濯ネット（株式会社アダストリア）
2. セルロースによる化粧品用代替素材開発（株式会社ダイセル）
3. 濾過装置を具備するバラスト水処理装置を使用したマイクロプラスチックの回収(JFE エンジニアリング株式会社)
4. 船外機のマイクロプラスチック回収装置（スズキ株式会社）
5. 人工タンパク質繊維の実用化開発（Spiber株式会社）
6. 人工芝の流出抑制実証実験（住友ゴム工業株式会社）
7. 繊維くずを抑制する機能性衣料用繊維構造体（帝人フロンティア株式会社）
8. 繊維くず測定試験方法の国際標準化（日本化学繊維協会）
9. 被覆肥料殻を圃場外へ流出させない対策（日本肥糧アンモニア協会）
10. 樹脂ペレット等の流出抑制活動（日本プラスチック工業連盟）
11. 海洋生分解性プラスチックによる水耕栽培用培地の開発（プランツラボラトリー株式会社）
12. セルロースによるマイクロプラスチックビーズの代替（レンゴー株式会社）

添付資料
マイクロプラスチック削減に向けたグッド・プラクティス集
https://www.env.go.jp/press/files/jp/116233.pdf

****

[6] ***温暖化対策関係***

◇再生エネ比率を倍増へ、原発は据え置き　エネ基本計画
＜朝日新聞　2021 年 5 月 13 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP5F675DP5DULFA03H.html

経済産業省は 2030 年度の新たな電源構成の計画について、太陽光や風力といった再生可能エネルギーの割合を「30%台後半」とする方向だ。いまの目標は総発電量に占める割合を 22～24%にするもので、大幅に引き上げる。19 年度の実績の約 18%と比べると約 2 倍になる。

原子力については、いまの 2 割程度の目標を据え置く見通しだ。温室効果ガスを大幅に減らすため、再生エネと原子力を「脱炭素」の電源と位置づけ、石炭などの火力発電は大きく減らす。

政府は今夏、国のエネルギー政策の方向性を示す「エネルギー基本計画」の改定を予定しており、電源構成はその柱となる。13 日には計画を議論する経産省の有識者会議があった。会議は今後も開かれ、とりまとめに向けた調整が続く。6 月 11 日に英国で始まる主要 7 カ国首脳会議（G7 サミット）までに、計画案の公表をめざす。

菅義偉首相は昨年 10 月、50 年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを打ち出した。4 月 22 日には 30 年度に 13 年度比で排出を 46%減らすと表明した。

この達成には、排出量の約 4 割を占める電力部門の対応が不可欠だ。経産省は、太陽光を中心に再生エネをどの程度増やせるか環境省などと協議を続けている。太陽光パネルを設置する適地は少なくなっており、促進区域を定めるなど対策を強める方針だ。

■課題はコスト面、電気料金が…

****

[7] ***環境安全関係***

◇（仮称）青森県つがる沖南部洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について
＜環境省　2021 年 5 月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/109571.html

****

[8] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(繰り越し・省CO2型リサイクル等高度化設備導入促進事業)

の公募について
＜環境省　2021 年 5 月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/109551.html
---

◇令和３年度地域環境保全対策費補助金（適応プロジェクト等のグリーンプロジェクトの活性化に向けたグリーンボンド・グリーンローン等の発行促進体制整備支援事業）の公募について
＜環境省　2021 年 5 月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/109559.html
---

◇令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（グリーンボンド等促進体制整備支援事業）の公募について
＜環境省　2021 年 5 月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/109558.html
****

[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・中央環境審議会水環境・土壌農薬部会排水規制等専門委員会（第 31 回）の開催について
　　5 月 19 日、WEB 会議
＜環境省　2021 年 5 月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/109575.html
（1）海域における窒素に係る暫定排水基準の見直しについて
（2）亜鉛含有量並びにカドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準の見直しについて
（3）その他

・食品安全委員会（第816回）の開催について【5月18日開催】web上
＜内閣府　2021年5月13日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai816.html
（1）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について
　　・農薬「カズサホス」に係る食品健康影響評価について
　　・農薬「クレトジム」に係る食品健康影響評価について
　　・農薬「フェナザキン」に係る食品健康影響評価について
（2）「飼料添加物に関する食品健康影響評価指針（案）」について
（3）その他

・食品安全委員会農薬第四専門調査会（第9回）の開催について（非公開）【5月24日開催】web会議
＜内閣府　2021 年 5 月 13 日＞
http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai4_senmon_9.html
（1）農薬（イプロジオン）の食品健康影響評価について
（2）その他

・食品安全委員会農薬第五専門調査会（第8回）の開催について（非公開）【5月20日開催】web会議
＜内閣府　2021 年 5 月 13 日＞
http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai5_senmon_8.html
（1）農薬　（メトミノストロビン）の食品健康影響評価について
（2）その他

・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）　　５月１４日
＜厚生労働省　2021 年 5 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei_127713.html
・第 97 回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会資料　　５月 14 日
＜厚生労働省　2021 年 5 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=H-dwS68ft7t2WmyNY
（1）特別加入制度の見直しに係る関係団体からのヒアリング
（2）特別加入制度の対象範囲の拡大に関する検討事項
（3）その他

・日本産業標準調査会標準第一部会　第３５回化学・環境技術専門委員会　　5 月 27 日、WEB 会議
＜経済産業省　2021 年 5 月 13 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/39706
1. 前回議事録の確認
2. 日本産業規格の改正審議
3. その他
・第 97 回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会資料　　５月 14 日
＜厚生労働省　2021 年 5 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=H-dwS68ft7t2WmyNY
（1）特別加入制度の見直しに係る関係団体からのヒアリング
（2）特別加入制度の対象範囲の拡大に関する検討事項
（3）その他
・第 4 期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会（第 8 回）の開催について
　　5 月 19 日
＜文部科学省　2021 年 5 月 13 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af2Cacxh67fvnpbG
1. 審議まとめ（案）について
2. 自由討議
3. その他
・米国における化学品および製品や部品に含有する化学物質規制の最新動向と企業の実務対応について
　　5 月 18 日、オンライン開催（無料）
＜独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）＞　https://www.jetro.go.jp/events/nya/2b1751acf67f898f.html
---

[開催記録、報告、資料等]
・コロナ禍の雇用・女性支援プロジェクトチーム～もっとあなたを支えたい～（第４回）会議資料を掲載しました。
　　5 月 13 日
＜厚生労働省　2021 年 5 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=u0PXZZ3OZ93NqiIpY
　　厚生労働省の情報発信の仕組み・報告書骨子案　など
・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議（令和 3 年度）（第 1 回）　配付資料　　5 月 7 日
＜文部科学省　2021 年 5 月 13 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af2Cacxh67fvnpbH
1. コロナ禍における児童生徒の自殺等に関するヒアリング
2. 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議まとめ（項目案）
3. その他
****

[10] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE 化学物質管理関連情報 第 537 号 2021 年 5 月 12 日　から＞

〇欧州
・GHS implementation: Implementation by country
＜国連欧州経済委員会(UNECE)　2021 年 5 月 3 日＞
https://unece.org/transport/documents/2021/01/ghs-implementation-implementation-country
UNECE は、コロンビア共和国と南アフリカ共和国が国連 GHS の実施状況を更新したことを発表した。
国別 GHS 実施状況_2021-05-03　→
https://unece.org/sites/default/files/2021-05/GHS%20implementation%20by%20country_2021-05-03.pdf
・European Parliament resolution of 18 April 2019 on a comprehensive European Union framework on endocrine disruptors (2019/2683(RSP))
＜欧州議会（European Parliament）　2021 年 4 月 30 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52019IP0441&qid=1620258627739
欧州議会は、内分泌かく乱物質についての包括的な欧州連合のフレームワークに関する 2019/4/18 付け欧州議会決議を官報公示した。
・Commission Implementing Decision (EU) 2021/713 of 29 April 2021 postponing the expiry date of approval of

sulfuryl fluoride for use in biocidal products of product-types 8 and 18
＜欧州委員会(EC) 2021 年 4 月 30 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021D0713&qid=1620258627739
欧州委員会（DG SANTE）は、製品型 8 および 18 の殺生物性製品に使用されるフッ化スルフリルの承認有効期限を 2023/12/31 まで延期する 2021/4/29 付け欧州委員会執行決定（EU）2021/713 を官報公示した。この執行決定は官報公示の 20 日後に発効する。

・Chemicals legislation - revision of REACH Regulation to help achieve a toxic-free environment
＜欧州委員会(EC) 2021 年 5 月 4 日＞
https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12959-Revision-of-EU-legislation-onregistration-evaluation-authorisation-and-restriction-of-chemicals-
欧州委員会は、欧州グリーンディールが定める「無毒な環境のために汚染をゼロにする」ことの一環として、持続可能性のための化学物質戦略に関して、危険な化学物質から人々と環境をよりよく保護し、安全で持続可能な代替品を開発するための革新を奨励するために欧州 REACH 規則の改訂が必要としており、そのロードマップへの意見募集を開始した。意見提出は 2021/6/1 まで。

・Revision of EU legislation on hazard classification, labelling and packaging of chemicals
＜欧州委員会(EC) 2021 年 5 月 4 日＞
https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12975-Revision-of-EU-legislation-onhazard-classification-labelling-and-packaging-of-chemicals
欧州委員会は、欧州グリーンディールの実施のため、持続可能性のための化学物質戦略が規定する欧州 CLP 規則の改訂による影響評価を公開し、規則の制定条件と付属書の両方を改訂する立法案を提示するロードマップへの意見募集を開始した。意見提出は 2021/6/1 まで。

・Chemicals regulation (REACH) - updated list of restricted substances
＜欧州委員会(EC) 2021 年 5 月 5 日＞
https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12700-Restriction-updating-Annex-XVII-REACH-regarding-CMRs
欧州委員会は、発がん性、変異原性、または生殖毒性（CMR）として最近分類された物質を、REACH 規則の附属書 XVII に追加することで、消費者を保護することを目的とする欧州委員会規則(案)を公開し意見募集を開始した。具体的には、附属書 XVII の付録 2、付録 4、および付録 6 に物質の追加を提案するもので、意見提出は 2021/6/2 まで。

・Companies must review registrations transferred from the UK
＜欧州化学品庁(ECHA) 2021 年 4 月 26 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/companies-must-review-registrations-transferred-from-the-uk
ECHA は、英国の EU 離脱に伴う REACH 登録の移管が完了し、英国を拠点とした 8,000 件以上の登録が EU、EEA、または北アイルランドの企業に移管されたが、移管を受け入れた企業は登録の情報を確認して、必要に応じて更新しなければならないと警告している。

・ECHA Weekly - 28 April 2021
＜欧州化学品庁(ECHA) 2021 年 4 月 28 日＞
https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-weekly-28-april-2021
ECHA は ECHA Weekly の 2021/4/28 版を掲載した。

・ECHA Weekly - 5 May 2021
＜欧州化学品庁(ECHA) 2021 年 5 月 5 日＞
https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-weekly-5-may-2021
ECHA は ECHA Weekly の 2021/5/5 版を掲載した。

・Annual Report 2020
＜欧州化学品庁(ECHA) 2021 年 5 月 5 日＞
https://www.echa.europa.eu/documents/10162/29387629/annual_report_2020_en.pdf/09d078c5-ff40-6737-3e4c-41dea91a7738

ECHA は、アニュアルレポート 2020 を掲載した。

・ECETOC presents at SETAC Europe 2021 Conference

＜欧州化学物質生態毒性・毒性センター(ECETOC)　2021 年 5 月 3 日＞

https://www.ecetoc.org/mediaroom/ecetoc-presents-at-setac-europe-2021-conference/

ECETOC は、2 つの ECETOC タスクフォースが第 21 回 SETAC ヨーロッパの年次会議に参加し、最近の活動を共有すると報じている。

・ECETOC Task Force report recommends changes to REACH’s exposure-based testing strategies for chemicals

＜欧州化学物質生態毒性・毒性センター(ECETOC)　2021 年 5 月 5 日＞

https://www.ecetoc.org/mediaroom/ecetoc-task-force-report-recommends-changes-to-reachs-exposure-basedtesting-strategies-for-chemicals/

ECETOC は、その設立したタスクフォースが、REACH 規則における暴露ベースの適応（EBA）手順の改善を勧告していると報じている。

○米国

・IRIS Vanadium and Compounds (Oral)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 4 月 26 日＞

https://cfpub.epa.gov/ncea/iris_drafts/recordisplay.cfm?deid=351421

EPA は、バナジウムおよび化合物（経口曝露）IRIS 評価のための体系的レビュープロトコル（予備評価資料）を公開し、30 日間の意見募集を行うことを発表した。意見提出は 2021/5/26 まで。官報公示　→

https://www.federalregister.gov/documents/2021/04/26/2021-08559/availability-of-the-systematic-reviewprotocol-for-the-vanadium-and-compounds-oral-exposure-iris

・EPA Announces Changes to Prevent Unsafe New PFAS from Entering the Market

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 4 月 27 日＞

https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-announces-changes-prevent-unsafe-new-pfas-entering-market

EPA は、新規の危険な PFAS が市場に参入されることを防ぐための重要な政策転換を発表した。これまでは、TSCA の少量免除（LVE）により新規の PFAS の市場参入が許可されてきたが、EPA は TSCA 新規化学物質プログラムで PFAS の LVE 請求をレビューし、管理するとしている。即ち、製造前審査プロセスを通じてより徹底的なレビューを実施するための追加の時間を確保し、必要に応じて、これらの化学物質の潜在的なリスクを軽減するための措置を講じる。この政策の転換により、新たな PFAS の市場参入が許可される場合には、全ての「意図された」「既知の」および「合理的に予見できる」使用条件で当該物質が審査済みであることを確実にすると説明している。

・EPA Administrator Regan Establishes New Council on PFAS

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 4 月 27 日＞

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-administrator-regan-establishes-new-council-pfas

EPA のマイケル S. リーガン長官は、新たな「PFAS に関する EPA 会議」の設立を求める覚書を EPA の上級指導者に向けて発行した。この EPA 会議は、PFAS によって引き起こされる潜在的なリスクを良く理解し、最終的に削減するための EPA の進行中の作業に基づいて構築されると説明している。

・Certain New Chemicals; Receipt and Status Information for March 2021

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 4 月 27 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/04/27/2021-08756/certain-new-chemicals-receipt-andstatus-information-for-march-2021

EPA は、TSCA 第 5 条に基づき 2021/3/1～2021/3/31 の期間に受理した製造前届出(PMN)、重要新規利用届出(SNUN)、微生物商業活動届出(MCAN)、バイオテック免除、テストマーケティング免除、および新規化学物質の製造(輸入を含む)の開始通知(NOC)に加え、試験情報の受領や修正通知を官報公示した。意見提出は 2021/5/27 まで。

・Seventy-Fourth Report of the TSCA Interagency Testing Committee to the Administrator of the Environmental Protection Agency; Receipt of Report and Request for Comments

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 4 月 28 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/04/28/2021-08839/seventy-fourth-report-of-the-tscainteragency-testing-committee-to-the-administrator-of-the

EPA は、TSCA 内部試験委員会（ITC）の第 74 回報告書を受理したこと、これに対する意見募集を行うことを官報公示した。報告書では TSCA で指定されている 20 の高優先物質のうち 15 物質と、有機ハロゲン系難燃剤の 24 物質（計 39 物質:官報中の Table 1）を追加することにより、TSCA 第 4 条(e)の優先試験リストを改訂している。意見提出は 2021/5/28 まで。

・EPA Announces Plan to Update Toxics Release Inventory to Advance Environmental Justice

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 4 月 29 日＞

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-announces-plan-update-toxics-release-inventory-advanceenvironmental-justice

EPA は、環境正義を推進し、透明性を向上させるために有害物質排出目録（TRI）の下で重要な措置を講じると発表した。これには追加の化学物質と施設を含めること、および TRI データをより一般に公開するための新しいツールを提供することが含まれると説明している。

・Updates to Confidential Status of Chemicals on the TSCA Inventory

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 4 月 30 日＞

https://www.epa.gov/tsca-cbi/updates-confidential-status-chemicals-tsca-inventory

EPA は、機密ステータスを失い、TSCA インベントリの公開部分に移動されることが予定される 390 の化学物質のリストをアセッション番号別にリリースした。

・Significant New Use Rules on Certain Chemical Substances (20-3.B)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 4 月 30 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/04/30/2021-08880/significant-new-use-rules-on-certainchemical-substances-20-3b

EPA は、製造前届出（PMN）および微生物の商業活動通知（MCAN）の対象となった特定の物質と微生物に TSCA に基づく重要新規利用規則（SNUR）を発行する最終規則を官報公示した。この規則は 2021/6/29 に発効するが、司法審査のため 2021/5/14 に公布されるものとしている。

・Significant New Use Rules on Certain Chemical Substances (21-2.B)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 4 月 30 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/04/30/2021-08883/significant-new-use-rules-on-certainchemical-substances-21-2b

EPA は、製造前届出（PMN）の対象となる特定の 3 物質に TSCA に基づく重要新規利用規則（SNUR）を発行する提案規則を官報公示した。この規則案への意見提出は 2021/6/1 まで。

・Proposed Information Collection Request; Comment Request; Public Health Emergency Workplace Response System (Renewal)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 4 月 30 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/04/30/2021-09015/proposed-information-collection-requestcomment-request-public-health-emergency-workplace-response

EPA は、「公衆衛生緊急職場対応システム」と題され EPA ICR Number 2676.02 で識別される情報収集要求(ICR)を更新のために行政管理予算局(OMB)に提出し審査を受ける計画について、これに対する意見募集を行うことを官報公示した。意見提出は 2021/6/29 まで。

・Certain New Chemicals or Significant New Uses; Statements of Findings for January 2021

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 5 月 4 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/05/04/2021-09369/certain-new-chemicals-or-significantnew-uses-statements-of-findings-for-january-2021

EPA は、TSCA に基づき届出された新規化学物質の製造前届出（PMN）、微生物商業利用届出（MCAN）、および重要新規利用届出（SNUN）について、2021/1/1～2021/1/31 の期間に行った審査で EPA が不当なリスクを呈する可能性は低いと認定したものを TSCA の要求に従い官報公示した。

・Significant New Use Rules on Certain Chemical Substances (19-1.F)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 5 月 6 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/05/06/2021-08840/significant-new-use-rules-on-certainchemical-substances-19-1f
EPA は、製造前届出（PMN）および微生物の商業活動通知（MCAN）の対象となった特定の物質と微生物に TSCA に基づく重要新規利用規則（SNUR）を発行する最終規則を官報公示した。この規則は 2021/7/6 に発効するが、司法審査のため 2021/5/20 に公布されるものとしている。
・Upcoming Webinars on Use of Non-Animal Test Method in Chemical Risk Assessment
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 5 月 7 日＞
https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/upcoming-webinars-use-non-animal-test-methods-chemical-riskassessment
EPA は、People for the Ethical Treatment of Animals（PETA）ScienceConsortium International、Unilever、および Syngenta と提携し、「次世代の潜在的な呼吸阻害物質のリスク評価ための in Silico および In Vitro アプローチの使用」に関する 3 部構成の仮想ワークショップシリーズを開催している。 この Web セミナーは、TSCA プログラム内の戦略計画に概説されているように、脊椎動物の試験を削減、改良、または置き換えるためにパートナーや利害関係者と協力するもので、5 月 19 日、5 月 26 日、6 月 2 日に開催されると案内している。
・アメリカ環境保護庁、2019 年の温室効果ガス純排出量は前年比 1.7%減少と発表（発表日：2021/4/14）
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2021 年 5 月 6 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=45289&oversea=1

〇カナダ

・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/CAN/640
＜カナダ　2021 年 4 月 28 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/171890?FromAllNotifications=True
カナダ保健省は、カナダ消費者製品安全法に基づいて作成された特定の規則
(表面コーティング材料）を改正する提案規則を WTO/TBT 通報した。表面コーティング材料中の鉛、水銀、またはその他の特定の有害元素は表面コーティング材料規則で規制されており、この提案規則では表面コーティング材料の意味の拡大、家具に適用される表面コーティング材料に 90 mg / kg の総鉛制限を導入することなどが提案されている。この通報への意見提出は 2021/7/3 まで。
WTO/TBT 通報文書　→ https://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2021/2021-04-24/html/reg1-eng.html
・Transparency in the Chemicals Management Plan
＜カナダ　2021 年 5 月 3 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-managementplan/initiatives/transparency.html
カナダ政府は、機密情報を開示することで化学物質管理の透明性を促進するためのアプローチの修正版を公開した。これは 10 年以上経過した機密請求に対して物質アイデンティティ機密請求レビュープロジェクトのパイロットフェーズ結果を反映するもの。
・Meeting records and reports of the Chemicals Management Plan Science Committee
＜カナダ　2021 年 5 月 5 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan/sciencecommittee/meeting-records-reports.html
カナダ政府は、2020 年 2 月の化学物質管理計画（CMP）科学委員会の会議記録を公開した。職場における化学物質暴露による潜在的なリスクを特定するための考慮事項に関する委員会報告書も発行されている。
・Monocyclic and Bicyclic Sesquiterpenes Group
＜カナダ　2021 年 5 月 8 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-

substances/monocyclic-bicyclic-sesquiterpenes-group.html
カナダ政府は、化学物質管理計画(CMP)に基づき、単環式および二環式セスキテルペングループのスクリーニング評価案と、グループ内の特定のテルペンおよびテルペノイドがカナダ環境保護法（CEPA 1999）第64条の一つ以上の基準に合致することから、それらに対するリスク管理の範囲(案)に関する2021/7/7まで60日間の意見募集を開始した。
カナダ官報　→ https://canadagazette.gc.ca/rp-pr/p1/2021/2021-05-08/html/notice-avis-eng.html#ne1
・カナダ政府、健全な環境に対する国民の権利を認める環境保護法の改正に向け前進（発表日：2021/4/13）
＜EICネット：環境イノベーション情報機構＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=45268&oversea=1

〇タイ

・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/THA/611
＜タイ　2021年4月27日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/171868?FromAllNotifications=True
タイ国工業省工場局（DIW）は、工業省通知：製造者、輸入者、輸出者、または所有者によるDIW管轄の有害物質の申告（No.2）B. E. 2562（2019年)をWTO/TBT通報した。これは製造者、輸入者、輸出者、または所有者によるDIWが管轄する有害物質の申告B. E. 2547（2004年)を改正し有害物質リストを更新するもので、この通知は王国官報に掲載され、2021/3/3に発効していることから意見募集は行われない。この通知により新しく更新された有害物質は、ロッテルダム条約、水俣条約、ストックホルム条約、モントリオール議定書、または麻薬および向精神薬の違法取引に関する国連条約1988年の下での管理物質であると説明している。WTO/TBT通報文書（タイ語）→
https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/THA/21_3009_00_x.pdf
---

〇オーストラリア

・Chemicals added to the Inventory 5 years after issue of assessment certificate - 29 April 2021
＜オーストラリア　2021年4月29日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/chemicals-added-inventory-5-years-after-issueassessment-certificate-29-april-2021
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品法（IC Act 2019)第82条に従い、審査証明書発行後5年が経過した7物質を公開しオーストラリア工業化学品インベントリに追加した。

〇中国

・[J-NET21]ビジネスQ&A化学物質管理Q1390
2020年12月から規制された中国VOC規制は、中国に輸出する電気電子製品の塗装や接着剤にも適用されるのかを教えてください。
＜中小企業基盤整備機構　2021年5月6日＞　https://j-net21.smrj.go.jp/qa/development/Q1390.html
********** 以上 **********